

兵庫地方最低賃金審議会
第2回計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月1日（月） 15時26分～18時00分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	山口委員
労働者代表委員	黒石委員、小菅委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、谷口委員、松田委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 定刻より少し早いですが、始めさせていただきます。 ただ今から、第2回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、千田委員、高階委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告させていただきます。 また、本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので、御報告いたします。 では、この後の議事進行につきましては、部会長よろしく願いいたします。 ○山口部会長 各委員の皆様、本日の審議につきまして、よろしく願いいたします。 それでは、早速議題に入りたいと思います。 議題については、前回に引き続きとなりますが、議題（1）「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。 前回、8月20日の専門部会では、労使からそれぞれ今年の計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考え方をお聞きしました。 前回のそれぞれの御意見としましては、 まず、労働者側の御意見ですが、物価上昇に伴い賃金を上げないと労働者の生活が苦しくなるという状況下で地域別最賃も64円引き上げられる。その中で業界を支える労働	

者が誇りを持てるように、また、優秀な人材を確保するためにも、賃金額でこの業種の魅力を維持する必要性があることから業種特定最低賃金を改正する必要があるということで、引上げの必要性ありという御回答をいただきました。

使用者側からは、業界としては、価格転嫁が進まないとかトランプ関税とか様々な問題があるという厳しい環境下の中で、今年の兵庫県最低賃金の答申は64円アップという急激な上昇となっている。これを守っていくだけで精一杯で、業界における人材確保の苦労は理解しているが、特定最賃の引上げによりアピールしていくのは難しいと考える。賃上げについては個々の企業の裁量により進めていくことが望ましいということで、業界一律で改正する必要はなく、必要性なしという御回答をいただきました。

意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から追加の資料配布がありましたので、これについて説明をお願いいたします。

○山中労働基準監督官

はい、本日お手元にお配りしている資料について、御説明させていただきます。

まず、A4サイズ1枚物の資料「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 規模別事業者数割合」について、御説明いたします。

こちらは、事務局で令和3年経済センサス-活動調査を基礎資料として作成した資料となっておりまして、兵庫県下で計量器等製造業を営む事業所について、常用雇用労働者数の規模別にその割合を示した資料となっております。

こちらに書かれております数値につきましては、令和3年経済センサス-活動調査実施日の事業所数となっておりまして、その後事業廃止した事業所についてもその中に含まれているため、その点については、御了承いただければと思います。

続きまして、お手元に価格転嫁促進セミナーと書かれた冊子がございますが、こちらにつきましては、本日労働者側委員の方から、追加資料として、御提供いただいたものになります。こちらの内容につきましては、この後の意見表明で御説明いただけるというお話でございましたので、そういう形でよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山口部会長

追加の資料としては、2部ということで、うち1つは労働者側委員の方から説明いただくということで、事務局の方からは「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業 規模別事業者数割合」というタイトルになっている資料です。

企業規模別にどんな割合かということを示した資料ということになります。これは要望のあった資料ということですので、よろしく願いいたします。

では、審議に入りたいと思います。

前回の審議以降労使それぞれ検討された結果の御意見を伺いたいと思いますが、前回

同様最初に労使それぞれの打合せは必要でしょうか。

○労使委員

はい。

○山口部会長

それでは、別室にて、10 分か 15 分程度でそれぞれよろしく願いいたします。

(労使委員それぞれで打合せ)

○山口部会長

それでは、審議を再開します。

では、前回の審議の経緯もございますので、今回は労働者側委員の方からまず説明いただき、次に使用者委員の説明をいただくという形を取りたいと思います。

それでは、労働者側委員、説明をお願いいたします。

○黒石委員

それでは、黒石から説明させていただきます。

まず、御説明は前回の昨年度の流れからになります。

前回につきましては、計量器の人数が少ないということでありましたので、電子への合併ということも考えて良いのではないかとということもお話をさせていただきました。

それで、その後、私達は労側の電子の方とお話をさせていただいて、こういう趣旨で合併というのはいかがでしようかということをお伺わさせていただいたのですが、それはそうだという回答までは得られず、顔色を伺う程度にとどまるということになりました。

仮に電子と合併したとしても向こうの方が母数が大きく、さらにこちらの方が金額的には低いというのがあるものですから、合併したことによって、どうしても低い方に抑えられるのではないかとという危惧がやはり先方にはあるように推測しています。

そういったことで電子との合併についてはやはり今の状況では無理だと判断させていただきまして、今回の議論からは外させていただきたいというところであります。

それではこの先どうするのだということですが、私達は特に人材確保ということで考えた場合にはやはり優位性というのをしっかりと持つべきだと考えています。

人材確保は本当に死活問題であるものですから、地賃よりも高い方に何とか持っていきたいということでもあります。それで、優位性が私どもにとってあるならば、プラス 1 円ではやはり意味がないものですから、何とか私ども賃金を決めることができる立場にある者がしっかりと議論して、あるべき水準を目指し、魅力ある産業を作って人材確保に向けてやっていきたいということで考えています。

それで、まず、今日事務局側から、「規模別事業者数割合」という資料を出していただいたのですが、これを見ていきますと、ほとんどが小規模事業者になっています。もう

8割台が100人未満ということになっておりまして、規模が小さいというのがよく分かります。

ただ、前回の資料「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」から影響率を見ていきますと、この表に載っている最大でも影響率が19.78%ということで2割未満となっています。

今回の私達の引上げの限度額というのが1,135円、これが上限になります。この場合の影響率が16.53%となっています。

また、今回地賃の方が64円上がったということで、そのところを見ていきますと、64円上がるとその影響率というのは12.47%ということで、いずれにしてもその部分は大きく変わらない。

やはり全体としても2割未満ということですから、直ちに賃上げしたことによって、経営に影響するかというと、そうはないということで考えております。

ですから、そうでないならば、より一層ここは優位性ということで金額をしっかりと考えたいということでもあります。

私達が兵庫県の300人未満の企業をピックアップして、集計した資料があります。

それには、18歳から65歳までの年齢別でそれぞれの賃金が出ているのですが、とりわけ私達がみていくというのが第1四分位数というところになりまして、そこを時間額で割り出しております。

18歳であるならば、今のところ188,800円でありますので、これが時間額では1,180円ということになっておりますが、せっかく私達が優位性を持つのであるならば、この最低年齢にこだわるのではなくて、他の年齢のあるべき水準を目指していけたらということ考えています。

それで、私達が考えたのが30歳ということです。

この30歳というのがやはり仕事にとっても、生活にしても、一人前になったというところで考えております。

この30歳というところをベースにした場合には第1四分位数が259,675円なんですが、これを時間額で割りますと、1,623円ということで出ております。

一つの考え方としましては、例えばこの30歳のこの1,623円をあるべき水準として段階的に上げていくことができればということで考えております。

あと参考資料に、価格転嫁の資料を用意させていただきました。

この価格転嫁の促進セミナーというものを私達JAMの中で開催しておりまして、この前は8月21日に開催しました。賃上げ、賃金改定をしていくに当たっては価格転嫁というのは本当に大事なもので、これをやっていかないと無理です。だからこそ、私達は価格転嫁について本当に取り組んでいるところであります。

今価格転嫁の中でも労務費の価格転嫁というのがやはり課題になっておりまして、その労務費の根拠というものがどれを出すのかということがあります。

その一つが、厚生労働省の出す賃金データであるとか、場合によっては、私達JAMの産業別労働組合が出している賃金データとかこういったことも根拠になりうるもので

すから、そういったもので上げていくということで考えておりますし、根拠作りということであれば、やはりこの賃金改定を根拠にして何とか上げてもらえたらと考えております。

また、各産業につきましては、不当廉売を許さないという観点から、この価格以下では取引はしてはならないという基準を作ることができるものですから、それをやはり高めていくということでもあります。

私達としては一例として、このようなことで出させてもらったのですが、何とかそういったことも加えながら議論できればと考えております。以上説明とさせていただきます。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは何か質問とかありますか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

それでは、使用者側の方でお願いいたします。

○岡村委員

今日事務局から資料も出ていましたが、計量器は実質 100 人未満の事業所が 90%以上あって、現在 2 千何人の業界ですが、その半分以上を 2 社が占めており、そこには労働組合があって、労使がいろいろ交渉ができるということになっています。

しかし、この大きなところの意見をもとに進めたときにこの小さな企業が本当にそれでやっていけるのか、ましてや平時ではない 64 円、率で 6 % も上がるという大きな方針が提示されて、本当にこの小さな 41%ある 10 人未満の企業にまでということになるとそれだけの全ての企業がすぐにそれに対応できるのか。確かに賃上げも重要で今下請代金法も改正されようとして、価格転嫁もいろんな範囲が広がろうとはしていますが、大企業と中小企業という取引ばかりはないですし、中小中小もあれば、大企業もとても大きな大企業と普通の大企業というのもあるので、必ずしもこの法改正で全てが含まれているわけではありません。

そういう厳しい中で本当に賃上げを全ての企業が武器に使えるかということやはり厳しい。そんな中で、職場環境なのか働き方なのか休日なのかそのいろんなことをやはりアピールして武器にして各企業が人材の確保ということに取り組まれていると思います。

この大きな賃上げの流れというのはもちろん労使ともに頑張っていないといけない流れであろうことは間違いないのですが、それにさらに加えた特定最賃をこの 64 円アップとなったこの大きな流れの中にも加えるというのは非常に厳しいのではないかと思います。

のが我々使用者側の意見です。

加えて去年議論させていただいたこの数少ない2千人ぐらいしかいないこの特定最賃の計量器の枠組みを維持するのかどうかというのは、電子との合併は難しいということは分かりましたが、やはり本当に小さな企業も多い中で我々この計量器のグループの働き甲斐とかいうのも見直す上において、どんな枠組みが良いのか、本当にこの2千人で継続していくのが良いのか、他と合併するという安易な道はないにしても、やはりそこも労使で継続して答えを探していきたいと思っております。

○山口部会長

ありがとうございます。

基本的には労働者側は必要性あり、使用者側は必要性なしという御主張ですね。

少し説明が分からなかった部分もありますので、一応1回確認をしまして、もう一度協議が持てるかどうか、相談をさせていただきたいと思います。

まず、公益と労働者側で少し意見調整して、それでさらに公益と使用者側で意見調整をさせていただきたいと思います。

では、まず、別室にて、お願いします。

(公労会議、公使会議、労使会議)

○山口部会長

それでは、協議の方を再開したいと思います。

もしよろしければ、両者協議の結果をお願いいたします。

○岡村委員

それでは、両者で話をした結果を御報告させていただきます。

やはり労働者側からはこの業界の優位性とか働き甲斐を維持するために残したいですね、というお話もありましたし、先ほど黒石委員からもありましたように基幹労働者30歳の賃金はどうあるべきかということを考える場として、こういう場があった方が良いのではないか、という御提案もありました。

ただ、我々2千人しかいないような小さな兵庫県でも1、2を争う小さなグループになっていますから、本当にそれが継続して特定最賃を残す意味があるのかというのは、去年我々使用者側の意見として、申し上げさせていただきました。

ただどこかと合併するのは難しいというのはお互いに認識をいたしました。

しかし、やはり2千人しかいない。しかも、そのうちの半分以上を大きな2つの組合で占めている。そういった状況で業界全体2千人の小さな企業も多い中の決断をしても良いのかということも継続して考えていかないといけない。

それを考える上において、我々が小さなところの声を全ては把握できているわけではないので、そういう意味では労働者側もいろんな組合内でわかる範囲の30人ぐらいの会

社でもこうですよという状況もシェアして、本当にこの2千人強のこの枠の特定最賃を継続するかどうか、どうあるべきかどうかというのは継続して審議しましょう。去年は合併ということを審議しようとしたしましたが、それはできないというのは認識した上で、この我々の計量器・測定器の特定最賃の枠はどうあるべきか、何ができるのかということは継続して、審議をしようということになりましたので、今年に関しては、必要性ありということで労使は合意ができました。

今回事務局の方からもこの人数分布のような資料を出していただきました。そういったいろんな資料、組合の方も用意していただけるようになりましたが、我々が議論するための資料をまたお願いするようなことがあるかもしれませんが、この在り方をもう少し継続して、審議をするということになりました。

○山口部会長

ありがとうございます。

労使の御意見をまとめて、お伺いしたところです。

基本的には必要性ありで一致したということで、この特定最賃の場で今後の計量器分野の特定最賃の在り方も含めて継続して審議していく。そのために様々な資料等をお互いに共有してやっていくということで、それが本来あるべき姿かなと思います。

そういうこともしっかりやって、どうしていけば良いかということも今後また一緒に考えていければと思います。

特定最賃専門部会の意見としては、必要性ありで一致したということで、7月15日の本審において、専門部会が全会一致で必要性ありと決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決しています。

まず、全会一致を確認させていただきます。

兵庫県計量器等製造業の最低賃金の改正必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて、御異議はございませんか。

○各委員

はい。

○山口部会長

ありがとうございます。

それでは、出席者全員の賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至ったことを確認いたしました。

では、事務局はこの内容で専門部会報告及び答申文について、それぞれの（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、(案)を作成させていただきますので、しばらくお待ちください。

(事務局、当該文書を用意)

(部会長に報告文(案)を確認、その後報告文(案)を出席者に配布)

○山口部会長

では、報告文(案)から確認したいと思いますので、事務局において、報告文案を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和7年9月1日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 山口 隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員

千田 直毅

高階 利徳

山口 隆英

労働者代表委員

黒石 尚稔

小菅 梨絵

田中 祐介

使用者代表委員

岡村 剛敏

谷口 幸史

松田 健仁

以上です。

○山口部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

では、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局において、準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（部会長が答申文（案）を確認、その答申文（案）を出席者に配布）

○山口部会長

それでは、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

○山中労働基準監督官

はい。

令和7年9月1日

兵庫労働局長

金成 真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職

から諮問のあった兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○山口部会長

ただ今読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会会長名で局長あてに答申することとします。

本日は、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

はい、準備させていただきます。

（答申文を部会長に渡し、部会長から労働基準部長に答申文を交付）

○山口部会長

続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から、何か説明等ございますでしょうか。

○安積賃金室長

本日、先ほど改正必要性ありの答申をいただきましたので、今後意見聴取の公示を 15 日間行わせていただきます。

そのため、次回のこの専門部会の日程についてですが、15 日空ける形になりますので、次回は 9 月 17 日（水曜日）午前 10 時からでいかがでしょうか。

よろしいですか。

（各委員了承）

○安積賃金室長

あと、次回の専門部会について、公開とするか、非公開とするかというところも、御確認いただけたらと思います。以上となります。

○山口部会長

では、次回は9月17日（水曜日）午前10時からの開催とします。

今回は金額審議となりますが、一昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、引き続き公開としていきたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくことにします。

その他、何かございますでしょうか。

○各委員

（特になし）

○山口部会長

それでは、本日はこれで終わります。

御苦勞様でした。

どうもありがとうございました。

山口 隆英

黒石 尚稔

岡村 剛敏